

貸室内において、危険、不潔その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはならない」（一〇条）旨約定された。

しかし、Y₁は、ゴミの放置状態を改善せず、Xから再三注意を受けていたのに、極めて多量のゴミをかなりの高さにまで積み上げたままにしていた。

Xは、平成九年一〇月の契約更新の際、Y₁は一ヶ月以内にゴミを撤去することとし、これに違反したときは賃貸借契約は当然に解除され終了する旨約定した。

しかし、Y₁は、同約束を履行しなかつたので、Xは、平成一〇年二月、本件賃貸借契約を解除し、Y₁に対し、貸室の明渡しと、Y₁、Y₂に対する請求した。

二 判決の要旨

(1) 以上の事実によれば、Xは、貸室内において、危険、不潔その他近隣の迷惑となるべき行為をし、賃貸借契約一〇条に違反した。

(2) 賃貸借契約において、貸室内のゴミ放置

状態が多少不潔であっても、直ちに賃貸借契約の解除事由を構成するものではないが、本件においては、Y₁はXから再三注意

を受けながら、事態を改善することなく一年以上の長期にわたりて、貸室内に社会常識の範囲をはるかに超える著しく多量のゴミを放置するといった非常識な行為をしているのであって、衛生面だけでなく、火災発生の危険性もあり、X及び近隣住民に与える迷惑は多大なものがあるから、本件行為は賃貸借契約の解除事由を優に構成する。

(3) 従つて、Xのした本件賃貸借契約の解除は、有効である。

(4) よつて、Y₁は、Xに対し、本件貸室を明け渡し、Y₁、Y₂は、平成一〇年二月一三日以降明渡し済みに至るまで賃料相当損害金

本件は、消防署からも火災発生の危険があるとの注意を受けており、二度にわたり契約更新の際、Xがその改善を求めたのに、Y₁は、これに応じないで、かえつて高く積み上げたものである。衛生上の問題、火災発生の危険があるから、賃貸借契約の解除事由になるとされたのは、当然であろう。

なお、Y₁は、身だしなみも悪く、身だしなみの改善も更新条件とされていたようである。

支払え。

三 まとめ

最近の判例から

(18)

ホテルの売却と媒介業者の排除

(東京地判 平一〇・三・三一 判タ一〇一三一一二) 辻見 博

媒介業者がホテル売却の媒介を進め、実質的に売買契約が成立していたと認められる場合において、当事者が媒介業者を排除して新

たな媒介業者による法人売買の形式をとったとき、両当事者には条件成就妨害による報酬支払義務が、また、新たな媒介業者には不法

行為による損害賠償義務があるとされた事例
(東京地裁平成一〇年三月三一日判決 控訴
判例タイムズ一〇一三号二二二頁)。

一 事案の概要

媒介業者Xは、平成元年、ホテルの売却について、売主Y₁から依頼を受けて、買主Y₂との間の交渉を進めた。

Xは、同年八月末売買代金一七億五、〇〇〇万円、媒介手数料三%で、Y₁、Y₂の承諾をとり、Y₂から買付証明書を受領し、Y₂に融資先を紹介した。

九月八日、Xは、Y₁、Y₂を引き合わせて、Y₂の買付証明書をY₁に渡し、売買の方法について打ち合わせ、一八日合意書案を作成して、Y₂の承諾をとり、二二日Y₁に提示した。

しかし、その後、Y₁、Y₂は、Xの連絡に応じず、Y₁は、一一月三〇日媒介依頼を終わらせると手紙を出した。

Y₁、Y₂は、平成二年四月、媒介業者Y₃の媒介で、本件ホテルについて法人売買（株式譲渡）の形式をとつて、本件売買の目的を達成した。

Xは、平成三年、Y₁及びY₂に対し、Xの媒介に協力せず、Y₂を介在させて法人売買により本件売買を成立させたとして、条件成就の

妨害を理由に報酬金各五、二五〇万円の支払いを、また、Y₃に対し、Xの媒介によりY₁、Y₂間に実質的に売買が成立していることを知りながら、Xを排除して取引形態を法人売買に変更させ、Xの媒介手数料請求権を侵害したとして、不法行為を理由に、五、二五〇万円の支払いを、求めた。

二 判決の要旨

(1) ① Xは、Y₁、Y₂の売買意思を確認して代

金の交渉をし、Y₂に融資先を紹介し、Y₂から買付証明書が提出されて、Y₁、Y₂を引き合わせており、② Y₁、Y₂はXが媒介業者として行動していることを認識しており、③ Y₁は、平成元年一月媒介依頼終了の趣旨の手紙を出しているから、④ XとY₁、Y₂との間には、それぞれ媒介委託契約が黙示的に成立しているが、⑤ X主張のように、平成元年九月八日に売買契約が成立したとは認められない。

(2) 媒介報酬請求権は、媒介業者が売買を完結して初めて発生する権利であるが、媒介業者をことさら排除して取引を成立させた場合には、民法一三〇条の法理により、媒介業者が成約させたと同視して報酬請求権

(3) 本件売買は、Y₁らの主張するようにXの媒介による売買断念後僅かの期間で新しい契約が成立したと見ることは著しく困難で、Y₁らがXの媒介の存在と、Xを排除すればXが報酬額相当の損害を被ることを知りながら、ことさらXを排除して、平成二年四月本件売買を完成させたと推認せざるを得ず、Y₁らには不法行為に基づく損害賠償義務がある。

(4) 本件売買契約は、単に不動産の売買ではなく、経営譲渡一切を含み、M & Aの方法によって売買が完成しており、不動産のみの売買とは異なる準備交渉が必要であるから、Xの報酬額は、その経費三割を控除した金額三、六七五万円である。

(5) よって、Y₁らは、各自三、六七五万円をXに支払え。

三 まとめ

本件は、単なる不動産売買契約ではなく、最終的にはM & Aの方法によつてなされた。

その手法には、単なる不動産売買の場合と比較して、多くの相違点があるが、本件判決は、「ホテル営業の場合は、もともとホテルの入れ物部分である不動産等の施設のみが取引の対象となるものではなく、ホテルの営業自

体の譲渡をも取引対象とするものであるから、不動産売買によるか、M&Aによるかは、方法論の問題にすぎないともいえ、Xは「いつによつても過去の経験から対処し得たのであるから、そのことをもつて、Xの仲介業務

の実行と本件売買の完成に因果関係がないとすることはできない」とした。ホテル売却の特殊性に基づき、法人売買についても条件成就妨害が認められたといえよう。なお、本件は、控訴されている。

最近の判例から (19)

農転許可申請協力請求権の時効援用

(東京地判 平一〇・一二・二五 判時一六八九一九二) 小林 誠吾

市街化調整区域内の農地を公団が大規模開発目的で買い受け、売主が代金全額を受領し、土地を引き渡したが、開発目的が未だ達成さ

れていないときに、売主が農地転用許可申請協力請求権の消滅時効を援用することは、権利の濫用に当たるとされた事例(東京地裁平成一〇年一二月二十五日判決 控訴 判例時報一六八九号九二頁)。

め、種々の働きかけを行い、事業実施が確實になつた段階で市街化区域に編入するとされるようになった。

しかし、Xらは、平成二年、Yに対し、許可申請協力請求権は一〇年を経過したことにより時効消滅したとして、同仮登記の抹消を求めた。

Yは、Xらに対し、反訴を提起して、転用許可申請手続と許可がなされた場合の本登記手続を求めた。

Yは、Xらに対し、反訴を提起して、転用許可申請手続と許可がなされた場合の本登記手続を求めた。

しかし、地主から売渡承諾書及び要望書が提出され、Yは、昭和四八年から五〇年にかけて、Xから、農地法五条の許可を条件として買い受け、条件付所有権移転仮登記をして、保証金名目で売買代金全額を支払った。Xらは、耕作を放棄して、土地を引き渡した。また、Yは、Xらの請求に応じて、固定資産税相当額を支払った。

一 事案の概要

Y公団は、昭和四三年頃から八王子市内に

その後、Yは、同地域の開発計画実現のため、種々の働きかけを行い、事業実施が確實になつた段階で市街化区域に編入するとされるようになった。

しかし、Xらは、平成二年、Yに対し、許可申請協力請求権は一〇年を経過したことにより時効消滅したとして、同仮登記の抹消を求めた。

Yは、Xらに対し、反訴を提起して、転用許可申請手続と許可がなされた場合の本登記手続を求めた。

しかし、地主から売渡承諾書及び要望書が提出され、Yは、昭和四八年から五〇年にかけて、Xから、農地法五条の許可を条件として買い受け、条件付所有権移転仮登記をして、保証金名目で売買代金全額を支払った。Xらは、耕作を放棄して、土地を引き渡した。また、Yは、Xらの請求に応じて、固定資産税相当額を支払った。

その後、Yは、同地域の開発計画実現のために、種々の働きかけを行い、事業実施が確實になつた段階で市街化区域に編入するとされるようになった。

しかし、Xらは、平成二年、Yに対し、許可申請協力請求権は一〇年を経過したことにより時効消滅したとして、同仮登記の抹消を求めた。

Yは、Xらに対し、反訴を提起して、転用許可申請手続と許可がなされた場合の本登記手続を求めた。

しかし、地主から売渡承諾書及び要望書が提出され、Yは、昭和四八年から五〇年にかけて、Xから、農地法五条の許可を条件として買い受け、条件付所有権移転仮登記をして、保証金名目で売買代金全額を支払った。Xらは、耕作を放棄して、土地を引き渡した。また、Yは、Xらの請求に応じて、固定資産税相当額を支払った。

このよ^うな状態で、Xらが農地転用許可に実現済みである。